

# 第 1 号議案

## 平成 3 1 年度事業計画(案)について

### 【提案理由】

平成 3 1 年度の事業計画について報告し、議決を求めるものである。

2019年度事業計画

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	犯罪の防止及び青少年の健全な育成並びに地域社会の健全な発展を目的とする事業	76.7%

【事業の概要】

1 事業の趣旨

犯罪をなくし、県民を犯罪から守り、青少年の健全な育成を図って、安全で安心して暮らせる沖縄県の実現に寄与することを目的とした事業である。

事業の細目は次のとおりである。

- (1) 防犯思想の普及、広報及び啓発並びに犯罪の防止に関する事業
- (2) 少年非行の防止及び少年の健全育成に関する事業
- (3) 防犯団体が行う防犯活動に対する助成・支援に関する事業
- (4) 防犯対策に関する調査・研究及び資料収集事業
- (5) 防犯活動の功労者及び防犯団体等に対する表彰事業
- (6) 自転車防犯対策、オートバイ防犯対策、万引き防犯対策事業
- (7) 古物営業等の適正化を図る事業

2 事業活動について

官民を挙げての「安全なまちづくり総合対策」等の推進の結果、県内の治安情勢は良好に推移しております。2018年中の刑法犯認知件数は6,878件で、2003年（平成15年）から16年連続で減少している。

犯罪の発生が減少し、指数治安は改善しているものの、県民が不安に感じる子どもや女性を被害者とする性犯罪や高齢者が被害者となる特殊詐欺や、インターネットを利用したサイバー犯罪などの発生は後を絶たず、県民が安心して生活出来る地域社会の実現までには至っていない状況です。

このような情勢を踏まえ、県民、観光客等のすべての人々が、安全で安心して暮らし又は滞在できる沖縄県を目指して、県、警察、各市町村及び各関係機関・団体、防犯ボランティア等と連携を密にし、本事業を推進する。

以下、事業の詳細は次のとおりです。

推進事項		推進要領
1 防犯思想の普及、広報及び啓発並びに犯罪の防止に関する事業	(1) インターネットホームページを活用した広報・啓発	インターネットホームページに、防犯協会連合会の事業・活動内容や防犯ボランティア等の活動状況を掲載し、防犯ボランティア団体や関係機関・団体等の活性化及び県民の防犯意識の高揚を図る。
	(2) メディア等を活用した広報・啓発	地元新聞紙に毎年実施している「全国地域安全運動」の広告を掲載して広報を行うほか、県警察が犯罪防止や少年非行防止等のため放送するラジオ番組に助成する。 また、電光掲示板、のぼり旗及び防犯パトロール車等を活用した広報活動を実施する。

<p>(3) 広報・啓発資料の作成、配布</p>	<p>全国防犯協会連合会が発行する防犯広報誌（月刊「安心な街に」）や各種防犯ポスター、チラシ、リーフレット等を各地区防犯協会に配布するほか、県内の犯罪態様に応じたポスターを作成し、広報活動を実施する。</p>
<p>(4) 広報用資器材の作成・配布・貸出し</p>	<p>ア 全国地域安全運動用の広報DVD等を製作し、各地区防犯協会に配布するほか、防犯グッズ等（手帳・腕章・キャップ・ベスト）を配布し、防犯思想の普及・高揚を図る。</p> <p>イ 全防連が作成するDVD（特殊犯罪詐欺防止等）を無償・有償斡旋又は貸出しを行い、犯罪被害防止の広報活動を図る。</p>
<p>(5) 「ちゅらさん運動」の推進</p>	<p>ア ログマークの普及活動        県民が総ぐるみで取り組む「ちゅらさん運動」を県民に広くアピールし浸透させるため、「ちゅらうちな一安全なまちづくり推進会議」が制定した「ちゅらさん運動」のログマークの普及を目的として、「ちゅらさんバッジ」を製作し普及活動を行う。</p> <p>イ 「ちゅらさん運動」キャンペーンの実施        ゴルフが身近な娯楽として浸透している本県で、県民のゴルフに対する高い関心を活用して、広く県民に「ちゅらさん運動」をアピールするため、平成20年から「ちゅらさん運動キャンペーン沖縄県民ゴルフ大会」を開催しており、本年度も継続実施する。</p>
<p>(6) 犯罪の防止</p>	<p>ア 防犯モデル共同住宅・駐車場の普及        ちゅらうちな一安全なまちづくり条例に基づき、「沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度」及び「沖縄県防犯モデル駐車場制度」の運営並びに認定を行っている。        今年度も県、県警察と協同し、犯罪の防止に配慮した共同住宅・駐車場の普及を図る。</p> <p>イ 全国地域安全運動の実施        県警察、暴力団追放県民会議と連携して、毎年10月11日から20日までの間、全国地域安全運動を実施する。また、地域の安全に対する意識高揚のために、防犯功労者等の表彰をはじめ各地区で住民大会等の各種行事を開催する。</p> <p>ウ 防犯パトロールの実施        青色回転灯装着車両を活用した防犯パトロールを実施し、犯罪の未然防止と抑止を図る。</p>

2 少年非行の防止及び青少年の健全育成	(1) 広報・啓発資料の作成、配布	少年の非行防止及び健全育成に関するチラシ、リーフレット等を作成又は購入配布し、広報を実施する。
	(2) 教養資料の配布、斡旋	全国防犯協会連合会が無償配布又は有償斡旋する「薬物乱用防止DVD」等の教養資料を各地区に配布又は斡旋する。
	(3) 防犯ポスター・標語コンクールの実施	児童・生徒の防犯意識の醸成及び地域安全運動の広報用ポスター作成のため、全国地域安全運動ポスター・標語の募集を行い、優秀作品入賞者を全国地域安全運動期間中に表彰する。 また、最優秀作品を活用して、広報ポスターを作成配布する。
3 防犯団体が行う防犯活動に対する助成・支援	(1) 活動支援	地区防犯協会や防犯ボランティアの活動が、より効果的に実施されるよう、活動実態に応じて、防犯グッズ、防犯のぼり旗等必要な資料、資器材を斡旋する。
	(2) 活動助成	地区防犯協会や防犯ボランティアの活動が、より効果的に実施されるよう、活動実態に応じて、必要な活動助成金の配布、青色回転灯、防犯パトロール車の整備を行い、犯罪の未然防止活動を促進する。
	(3) 講習会開催	新たな防犯指導員及び、地域の防犯ボランティア等に対して、各エリア毎に「防犯指導員等講習会」を開催し、活動を支援する。
4 防犯対策に関する調査・研究及び資料収集		新聞、テレビ等のメディア、警察、書籍及びインターネット等からの情報収集を行い、タイムリーな防犯対策や少年非行防止対策を図る。
5 防犯活動の功労者及び防犯功労団体等に対する表彰	(1) 防犯功労者及び防犯功労団体表彰	多年にわたり防犯活動に尽力し、犯罪の防止に功労があったと認められる者及び団体の表彰を行う。 表彰は、全国表彰、九州管区表彰、県警との連名表彰などがある。 毎年1回、全国地域安全運動期間にあわせて表彰を行っており、今年度も、県警察と協同して同様の表彰を行う。 また、表彰結果をインターネットホームページに掲載して県民に広く広報する。

	(2) 身近な犯罪抑止対策優秀警察署表彰	<p>県警察が行う「身近な犯罪抑止対策優秀警察署表彰」への助成を行う。</p> <p>この表彰は、県下14警察署を対象にして、「安全なまちづくり総合対策」の効果的な取り組みを促進するため、刑法犯総数の減少率等を評価し、警察署を大・小の二つに分けて、四半期毎に表彰する。</p>
	(3) 全国地域安全運動ポスター・標語・青パト活動写真表彰	<p>安全なまちづくり総合対策の効果的な取り組みを促進するため、全国地域安全運動ポスター・標語・青パト活動写真の募集を行うとともに、応募作品の審査を行い、優秀作品を表彰する。</p>
	(4) その他表彰	<p>防犯協会の事業推進に関し、多大の協力又は貢献があったと認められる者及び団体の表彰を行う。</p> <p>ちゅうちなー安全なまちづくり推進会議からの被表彰者推薦依頼により、功労があったと認められる者及び団体を選考し、表彰上申する。</p>
6 自転車防犯対策・オートバイ防犯対策・万引き防止対策の推進	(1) 自転車防犯対策の推進	<p>本事業は、県公安委員会から「自転車登録業務を行う者」として指定を受けて推進する事業である。</p> <p>昨年中の県内における刑法犯認知件数の内、67.8% (4,661件) が窃盗犯で、そのうち17.8% (832件) が自転車盗であることから、県内の犯罪総量抑止のためには、自転車の盗難防止活動が大きな役割を果たしている。</p> <p>そのため、自転車の防犯登録制度は、盗難防止や盗難被害の早期回復が行われ、県民の防犯意識の高揚につながり、効果的な防犯対策となっている。</p> <p>また、それ以外に放置自転車の早期処理対応にも効果を上げており、今後とも、地区防犯協会及び自転車防犯登録指定店と連携し、防犯登録票の早期送付督促と迅速・的確な登録(入力)を推進する。</p>
	(2) 広報・啓発	<p>自転車盗、オートバイ盗、万引きの三罪種で、窃盗の32.3%を占めており、犯罪総量抑止のため、警察、地区防犯協会、各種防犯ボランティア、自転車防犯登録指定店、コンビニ、郊外型大型店舗の他、関係機関・団体と連携のうえ、チラシ等を作成配布するなど街頭活動を強化し、自転車及びオートバイの盗難防止、万引き被害防止等の広報・啓発を行う。</p>

7 古物営業等の適正化

古物営業は、盗品等の処分先となる蓋然性が極めて高いことから、古物営業法は盗品の市場への流入防止と持ち込まれた盗品の早期発見及び所有者への被害回復のため、様々な制度を設けている。

本事業は、古物営業法第12条に、

「古物商又は古物市場主はそれぞれの営業所若しくは露天又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に国家公安委員会規則が定める標識を掲示しなければならない」

と定められている。

県防連では、県警察を介して、同規則に定める標識を、古物商からの依頼を受けて製作しており、本事業を通して古物営業等の適正化を図る。

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率
公2	風俗営業所管理者への講習及び営業所の調査事業	17.4%

### 【事業の概要】

#### 1 事業の趣旨

風俗営業所の管理者に対する講習及び風俗営業所の構造及び設備の変更等の調査を行い、風俗環境の浄化と地域社会の健全な発展を目的とした事業である。

事業の細目は、次のとおりである

- (1) 風俗営業所の管理者に対する講習
- (2) 風俗営業の営業所の構造及び設備等の調査

#### 2 事業活動について

本事業は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等について営業区域等を制限したり、また、風俗営業の健全化のため、沖縄県公安委員会から委託を受けて行う事業である。

県防連は、昭和61年に、沖縄県公安委員会「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第39条第1項の規定により、沖縄県公安委員会から、「沖縄県風俗環境浄化協会」として指定を受けている。

本事業は、県からの委託事業であるが、健全な風俗営業の資質向上を図る事業は、県防連の「犯罪の防止及び青少年の健全育成並びに地域社会の健全な発展のための事業を行い、犯罪のない安全で安心して暮らせる沖縄県の実現に寄与する。」ことの目的達成に必要な事業である。

また、当県防連の専門的な知識や経験を、事業活動に生かすことで、当該事業を効率的に実施することとする。

以下、事業の詳細は次のとおりである。

推 進 事 項	推 進 要 領
1 風俗営業所の管理者に対する講習	<p>本事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第24条第6項に「管理者の業務を適正に実施させるため、必要があるときは国家公安委員会規則で定める管理者に対する講習を実施することができる。」と規定されており、当県防連は、その講習の実施を県公安委員会から委託され、風俗営業所の管理者に対して定期講習（3年に1回の受講義務）を行う事業である。</p> <p>講習の内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法律の基本的な仕組み</li> <li>○ 風俗営業の許可、遵守事項と禁止事項</li> <li>○ 管理者業務の実施要領</li> </ul>

	<p>等についてであり、県警察から、受講管理者一覧表の提供を受け、県防連職員が講師となり、「風俗営業管理者ハンドブック」等を教材として活用し、実施している。</p> <p>なお、県内の風俗営業所は、平成 29 年 12 月末で 4,993 軒となっている。</p>
<p>2 風俗営業の営業所の構造及び設備等の調査</p>	<p>本事業は、沖縄県公安委員会から委託され、風俗営業所の構造及び設備等が、国家公安委員会規則に定める基準に適合しているかを調査する事業である。</p> <p>調査の内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営業許可を申請した新規営業所の構造・設備が、法に定める基準に適合しているか否かを、営業所に赴いて調査</li> <li>○ 営業所の構造・設備を変更した際にその構造・設備が、法に定める基準に適合しているか否かを調査</li> </ul> <p>等となっている。</p>